



# コロナ関連 資金繰り対策の骨子

公認会計士税理士甲田拓也事務所/株式会社クラウドソリューション

2020年  
5月17日  
現在

新型コロナの影響で世界が大きく混乱しています。

経営者の皆様におかれましても、売上・客数減少による先行きの不安・足元の資金繰りの問題、そしてスタッフの雇用の維持といった様々なお悩みを抱えているものと思います。一方で、国としても緊急融資策などの資金繰り対策を打ち出しているほか、雇用を維持する事業者に対しての助成金のメニューが様々用意されているのですが、これらをどう組み合わせ使用し、生き残っていくか、明確なビジョンが見えないとなかなか安心ができないと思われます。

そこで私どもでは、経営者の皆様にコロナに関連した資金繰り対策の考え方の骨子をご紹介します。

**Free** 本資料は著作権フリーです

弊所はこの情報を経営者の皆様に少しでもお役に立てればという善意の気持ちのみで作成しています。著作権フリーですのでお困りの方がいらっしゃればご自由にシェアしてください。

**!** ご注意ください

本資料は2020年5月17日現在の情報に基づいています。制度は日々変わりますので今後新たに出される情報にご留意ください。一部、予定に基づく情報もあり、細かい内容は申請時点で異なる可能性もありますので併せてご注意ください。

# 最新情報 (2020年5月17日時点)

## 1 休業者に直接給付金を支給へ

新型コロナウイルスの影響で仕事が休みになっても休業手当を受け取れない人に対し、新たな給付金を創設して直接支給する方向となりました。これまでは休業手当を払った企業に支給する雇用調整助成金を拡充し、収入減少に苦しむ労働者に対する支援を図っていたものの、事業主が申請しないケースが多発したため、方針を転換することとなりました。

労働時間が週20時間未満で、雇用保険に加入していないアルバイトなどの非正規労働者にも給付を検討する方向のようです。

時事通信社 [https://article.auone.jp/detail/1/3/6/5\\_3\\_r\\_20200513\\_1589321722108747](https://article.auone.jp/detail/1/3/6/5_3_r_20200513_1589321722108747)

## 2 雇用調整助成金の日額上限は15,000円に

安倍首相は、追加経済対策を盛り込んだ2020年度第2次補正予算案を編成する方針を表明し、雇用調整助成金の日額上限を、現状の8330円から1万5000円まで引き上げることを明らかにしました。

毎日新聞 <https://mainichi.jp/articles/20200514/k00/00m/010/166000c>

# 最新情報 (2020年5月17日時点)

## 3 経営セーフティ共済 償還期日の繰り下げなどを実施

中小企業基盤整備機構（中小機構）は、経営セーフティ共済の共済金の契約者のうち、新型コロナウイルスで影響を受けている方を対象に、①償還期日の繰り下げ、②一時貸付金の返済猶予、③掛金の納付期限の延長等の措置を講じることになりました。

①償還期日の繰り下げと②一時貸付金の返済猶予については最大6か月間の繰り下げと猶予が認められ、この間の遅延損害金は発生しません。

③掛金の納付については、月額掛金の減額や掛金の納付期限の延長、また掛金の総額が一定金額に達している場合には掛止めが認められます。

中小企業基盤整備機構 [https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster\\_relief\\_r2covid19\\_t.html](https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_t.html)

## 4 特別家賃支援給付金が2次補正予算案の編成に盛り込まれるようです。

# 弊所の考える資金繰りの基本的な考え方

## Step1 まず、当面の資金繰りを確保する。

日本政策金融公庫をはじめとする金融機関や自治体の[特別貸付](#)、

税金・社保の[延納制度](#)などを利用し、当面の資金繰りを確保しましょう。

Step2の助成金をもらうまでには通常時間がかかるため、融資は[多めに借りておくことがベター](#)です。

要件を満たせば実質無金利での融資を受けられます。

また、売上債権のファクタリングなど、[民間の資金繰り支援サービス](#)を利用するのも手です。

## Step2 助成金をもらい返済不要の資金を確保する。 (step1の資金返済なども視野)

人件費は、[雇用調整助成金](#)を受給しましょう。

人件費以外の固定費（家賃含む）は、[持続化給付金](#)（法人200万円、個人事業100万円）や、[各自治体の感染防止協力金](#)など（支給額・支給条件は自治体によって異なります）でカバーしていきましょう。

家賃は、[国土交通省通達に基づく交渉](#)を行うなどするのも手です。

# Step1-1 コロナ関連の特別貸付を受ける

## ◆目的・効果

当面の資金繰り確保。今は多く借りておく方がベター（資金が余ったら返せばよいのです）。

## ◆内容

日本政策金融公庫、商工中金、都道府県、民間金融機関などによる特別融資。

売上減少率などに応じ、利子の低減や、実質無利子などの特典あり。

## 【ご参考URL】

「甲田拓也の極論チャンネル」

<https://www.youtube.com/watch?v=i5r2GMbS5NE&t=340s>

<https://www.youtube.com/watch?v=KTC0JUD8IHE&t=9s>

弊所ブログ「民間金融機関で『実質無利子・無担保融資を受けるには』

<https://tk-kaikei-sr.jp/archives/1428>

「経済産業省」<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

## Step1-2 税金・社保の支払延期を図る

### ◆ 目的・効果

税金・社会保険料の支払の延期をすることで資金繰りの改善を図る

### ◆ 具体例：

2020年3月期：黒字200万円（納税額60万円）⇒60万円について1年の延納をする。

2021年3月期：赤字300万円 ⇒繰戻欠損金還付制度。60万円の還付。

（前期の黒字を当期の赤字と相殺して節税できるイメージ）

→結果として、60万円の延納と還付により、60万円のキャッシュアウトを抑えられます。

【ご参考URL】

「国税庁」 [https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/pdf/0020003-044\\_02.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/pdf/0020003-044_02.pdf)

「日本年金機構」 <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html>

## Step1-3 民間の資金繰り支援サービスを活用する

### ◆ 目的・効果

迅速な資金確保が可能

### ◆ 内容

公庫などの窓口には現在相談が殺到している状況ですが、オンラインでの融資や、売上債権の現金化（ファクタリングサービス）なら早期に資金繰りを確保できます。

### ◆ 具体例

企業名	サービス内容
三菱UFJ銀行 <a href="https://www.bk.mufg.jp/index.html">https://www.bk.mufg.jp/index.html</a>	信用力をAIが審査。最短2営業日で融資
マネーフォワード <a href="https://corp.moneyforward.com/">https://corp.moneyforward.com/</a>	会計データをAIが審査。最短3営業日で融資
freee <a href="https://corp.freee.co.jp/">https://corp.freee.co.jp/</a>	会計データから融資条件を試算。提携金融会社から1週間程度で入金
オルタ <a href="https://www.olta.co.jp/">https://www.olta.co.jp/</a>	売上債権を買い取り現金化（ファクタリング）



## Step2-1 雇用調整助成金の受給を検討する

### ◆ 目的・効果

助成金なので融資と違い、返さなくてよい。

### ◆ 内容（イメージ）

計画的に従業員を休業させた場合、従業員に休業手当を給与の60%以上支払う必要があるが、原則その90%（一定の要件を満たせば100%）を補填するもの。

※ただし、雇用維持の要件や、1日の支給限度8,330円があるため、

必ずしも90%もしくは100%を受けられるとは限らないので慎重な対応が必要

◆新型コロナウイルスにかかる雇用調整助成金の申請書類・添付書類が大幅に簡素化されています。

◆一日の支給限度額（現状8,330円）が15,000円まで引き上げられる見込みです。

◆休業者に直接給付される新制度も設立される見込みです

【ご参考URL】

「甲田拓也の極論チャンネル」 <https://www.youtube.com/watch?v=tNCVpnCHWxI>

「厚生労働省」 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

## Step2-2 持続化給付金の受給を検討する

### ◆目的・効果

助成金なので融資と違い、返さなくてよい。

### ◆内容

売上が前年同月比で半減以上している中小企業者など、特に厳しい状況にある事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金を支給するもの。

【具体的に】

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少

→ **前年の総売上（事業収入）** - **前年同月比△50%月の売上×12か月** の算出方法により、

法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。

※各自治体の感染拡大防止協力金など（Step2-4参照）の検討もあわせて行いましょう！

【ご参考URL】

「経済産業省」 <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

「日本商工会議所」 [https://www.jcci.or.jp/pamphlet24\\_2.png](https://www.jcci.or.jp/pamphlet24_2.png)

## Step2-3 家賃交渉を検討する

### ◆内容

国土交通省による貸主への要請あり。

「賃料の支払いの猶予に応じるよう、貸主に対し柔軟な措置の実施を要請してください。」

※ 特別家賃支援給付金が2次補正予算案の編成に取り込まれるようです。

【ご参考URL】

「国土交通省」

[http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16\\_hh\\_000201.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16_hh_000201.html)

## Step2-4 各自治体の協力金など

### ◆ 目的・効果

自治体によって、緊急事態措置期間中に休業等に協力する事業者には協力金が支払われる。助成金と同様、返さなくてよい。

### ◆ 対象（東京都の場合）

都内に事業所がある事業者のうち、都の要請に全面的に協力する事業者

### ◆ 内容（東京都の場合）

50万円（複数店舗を有する場合100万円）が支給される

（＊第2弾（休業要請対応5月7日以降分）も追加支給見込です）

※その他の自治体については次のページをご参照ください。

【ご参考URL】

「東京都」 [https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/007/655/20200410\\_3.pdf](https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/res/projects/default_project/_page_/001/007/655/20200410_3.pdf)

# 各自治体の協力・支援金(2020年5月17日現在)

現在、休業要請等に応じて協力金・支援金の支給を行うことを表明している自治体は下記のとおりです。詳細は各自治体のホームページ等でお確かめください。

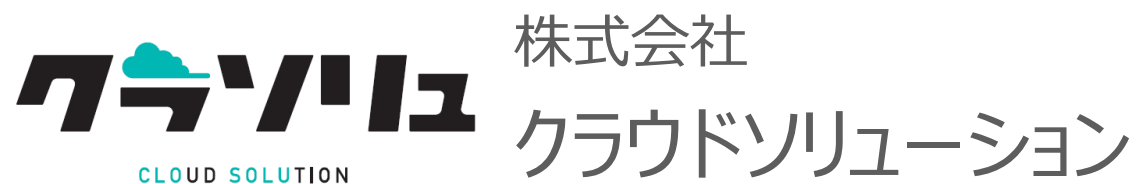
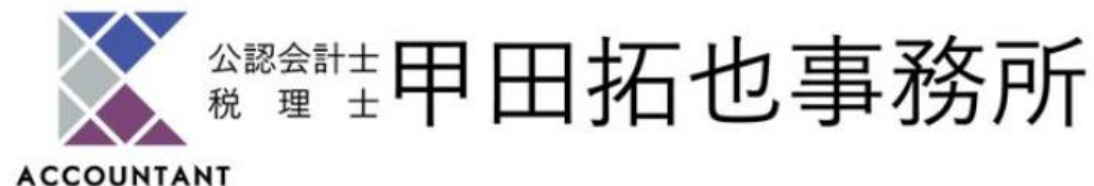
## 協力金・支援金の支給実施を表明している自治体

都道府県 【北海道・東北】 北海道・青森県・秋田県・岩手県・宮城県・山形県  
【関東】 東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県  
【中部・北陸】 長野県・新潟県・富山県・石川県・福井県  
【東海】 静岡県・愛知県・三重県・岐阜県  
【近畿】 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県  
【中国・四国】 広島県・山口県・香川県・高知県  
【九州・沖縄】 佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・沖縄県


市 【千葉県】 千葉市・市川市・野田市  
【静岡県】 伊豆市・伊東市  
【福岡県】 福岡市

## 【お問い合わせ先】

各種ご相談や雇用調整助成金の手続き代行など、随時受け付けています。



160-0023  
東京都新宿区西新宿7-7-26  
ワコーレ新宿第1ビル1009

 FreeDial 0120-206-607  
Mail [t.koda@koda-cpa.jp](mailto:t.koda@koda-cpa.jp) (代表直通)